

公的研究費に関するコンプライアンス教育及び啓発活動実施計画

令和7年4月1日

統括管理責任者（事務局長）決定

大阪青山大学（以下「本学」という。）は、「大阪青山大学における公的研究費の取扱いに関する規程」に基づき、本学におけるコンプライアンス教育及び啓発活動の具体的な計画（以下「実施計画」という。）を以下のとおり策定し、この実施計画に基づきコンプライアンス教育及び啓発活動を実施するものとする。

区分	コンプライアンス教育	啓発活動
I. 実施責任者	コンプライアンス教育実施責任者 （総務部長）	コンプライアンス啓発実施責任者 （総務部長）
II. 対象	公的研究費の運営・管理に関わる 構成員（注）	全ての構成員
III. 目的	自身が取り扱う公的研究費の使用 ルールやそれに伴う責任、自らの どのような行為が不正に当たるの かなどを理解すること。	不正を起こさせない組織風土を形 成するために、不正防止に向けた 意識の向上と浸透を図ること。
IV. 実施内容、 方法	1) 本学関係規程及び公的研究費 等関係機関が発行する「公的研究 費等使用ハンドブック」による 教育の実施（採用時） 2) 説明会（FD 研修会、セミナー 等）による教育の実施 3) 研究倫理 e ラーニングの受講 （教員・担当職員：3年ごと） ※受講状況及び理解度について把 握し、必要に応じてフォローア ップを行う。	1) Web サイト・メール・ポスター 等を活用した啓発活動の実施 2) 内部監査等の結果を踏まえた 課題、問題点の共有 3) 不正使用事例の周知と認識の 共有 ※啓発活動を通して構成員の意識 の変化を把握する等、適宜 PDCA サイクルに活用する。
	※アンケート調査による理解度調査	

注）本学の諸活動における補助的な業務を行う学生アシスタント（SA）、アルバイト等は、公的研究費の運営・管理に関わる者に該当しない。